

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

(1) 制度の概要

社会福祉法人等が運営主体となり提供しているサービスについて、社会福祉法人等の社会的役割をもって利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る制度です。軽減を受けるためには申請が必要です。

(2) 対象となるサービス ※軽減実施申出を行った社会福祉法人等の提供する次のサービスに限ります。

施設サービス	・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
居宅サービス等	・ 訪問介護（ホームヘルプ） ・ 通所介護（デイサービス） ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）（*介護予防含む）
地域密着型サービス	・ 認知症対応型通所介護（*介護予防含む） ・ 小規模多機能型居宅介護（*介護予防含む） ・ 地域密着型通所介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）
第1号事業	・ 介護予防訪問型サービス ・ 訪問型サービスA（指定型） ・ 介護予防通所型サービス

(3) 対象となる方

「生活保護受給者」又は「世帯全員が市町村民税非課税」であり次の①～③の要件を全て満たす方。

- ① 収入要件・・・世帯全員の前年の年間収入が次の金額以下であること。
（1月から7月に申請の場合は、前々年の年間収入になります。）

世帯状況	世帯全員の収入金額の合計
単身世帯	150 万円以下
2人世帯	200 万円以下
3人世帯	250 万円以下
4人以上世帯	250 万円に、3人を超える世帯員1人につき50万円を加算した額以下

- ② 資産要件・・・以下の要件を満たしていること。

世帯状況	世帯全員の預貯金の額等	その他の資産
単身世帯	350 万円以下	世帯全員が日常生活に供する資産のほかに活用できる資産がないこと。
2人世帯	450 万円以下	
3人世帯	550 万円以下	
4人以上の世帯	550 万円に3人を超える世帯員1人につき100万円を加えた額以下	

- ③ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
(税法上及び健康保険上の被扶養者となっていないこと。)
- ④ 介護保険料を滞納していないこと。
(時効到来分については、給付制限期間終了まで滞納として扱います。)

(4) 対象となる費用・軽減割合

対象となる費用	対象サービス (*介護予防含む)	軽減割合
利用者負担額 (サービス費用の 1割相当分)	・全サービス	利用者負担額の 1 / 4 (老齢年金受給者は 1 / 2) ※食費と居住費は、 負担限度額認定を 受けていることが軽 減の要件です。 ※生活保護受給者は個 室の居住費のみ全額 免除となります。
食費	・通所介護 (デイサービス) ・認知症対応型通所介護 (*) ・地域密着型通所介護 ・介護予防通所型サービス	
食費と居住費	・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ・地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	
食費と滞在費	・短期入所生活介護 (ショートステイ) (*)	
食費と宿泊費	・小規模多機能型居宅介護 (*) ・看護小規模多機能型居宅介護	

(5) 申請方法等

- ◇ 申請書及び必要書類を藤沢市介護保険課に提出してください。
- ◇ 有効期間は、原則、申請日の属する月の1日から7月31日までです。(有効期間終了後も認定を希望される場合は、再度申請が必要です。)
- ◇ 要件に該当する方には、確認結果通知書とともに「社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者確認証」を送付しますので、必ず利用する事業所に提示してください。
- ◇ 申請書類に不備があった場合、追加書類の提出などをお願いしますので、結果通知まで日数を要する場合があります。

(6) 必要書類

別紙「社会福祉法人等による利用者負担額軽減申請に必要なもの」のとおり

(7) 受付窓口及び受付時間

- ◇ 介護保険課
平日 8時30分から12時00分まで
13時00分から17時00分まで
※市民センターの地区福祉窓口では受付していません。